(c)　「パーチメント・コーヒー」とは、パーチメント皮に包まれた生のコーヒー豆をいう。パーチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、パーチメント・コーヒーの正味重量を○・八倍する。

(d)　「煎りコーヒー」とは、煎る程度を問わず、生コーヒーを煎ったものをいい、ひきコーヒーを含む。

(e)　「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、煎りコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものをいう。

(f)　「液状コーヒー」とは、煎りコーヒーから得た水溶性の固形成分を液状にしたものをいう。

(g)　「可溶性コーヒー」とは、煎りコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいう。

(h)　「コーヒーミックス」とは、可溶性コーヒー又は煎ってひいたコーヒーとその他の食品原材料（通常、砂糖又はクリーム及び場合によってはその他の原材料）との混合物をいう。

(2)　「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、千キログラム又は二千二百四・六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

(3)　「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をいう。

(4)　「機関」及び「理事会」とは、それぞれ、国際コーヒー機関及び国際コーヒー理事会をいう。

(5)　「締約国政府」とは、第四十四条から第四十六条までの規定に従いこの協定の批准書、受諾書、承認書若しくは暫定的適用の通告書を寄託し、又は第四十七条の規定に従いこの協定に加入した政府又は欧州連合若しくはその他の政府間機関（第四条(3)に規定するもの）をいう。

(6)　「加盟国」とは、締約国政府をいう。

(7)　「加盟輸出国」又は「輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出量が輸入量を上回る加盟国又は国をいう。

(8)　「加盟輸入国」又は「輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸入量が輸出量を上回る加盟国又は国をいう。

(9)　「多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟輸出国の投ずる票の七十パーセント以上の票及び出席し、かつ、投票する加盟輸入国の投ずる票の七十パーセント以上の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。

(10)　「寄託者」とは、政府間機関又は二千七年の国際コーヒー協定の締約国政府であって、二千七年の国際コーヒー協定に基づく理事会の決定（二千二十二年十月六日前にコンセンサス方式によって行われるもの）により指定されたものをいう。当該決定は、この協定の不可分の一部を成す。

(11)　「民間部門」とは、私人、私企業又は国有企業（主としてコーヒー産業における又は当該産業に関連する活動を行い、かつ、開放された市場に基づく体制の一部として私企業と同様に業務を行うもの）により所有され、支配され、及び運営される経済の部分をいい、次のものを含む。

(a)　農業者、農業者団体、農業協同組合その他の生産者

(b)　零細企業及び中小企業

(c)　社会的企業

(d)　大規模な国内企業及び多国籍企業

(e)　金融機関

(f)　産業界及び商業団体

(12)　「市民社会」とは、倫理、文化、政治、科学、学術又は慈善に関する考慮に基づいて、公的活動に参加し、並びに自己の構成員及び他の者の関心及び価値観を表明する様々な非政府機関及び非営利団体をいう。

(13)　「賛助加盟員」とは、民間部門又は市民社会の主体であって、機関の活動に関連し、又は従事するものをいう。

(14)　「最高経営責任者・グローバルリーダーフォーラム」とは、二千十九年の「価格水準、価格変動及びコーヒー産業の長期的な持続可能性に関するロンドン宣言」の署名者である民間部門の主体の上級役員から成るフォーラムであって、二千十八年九月二十日に発出された理事会決議第四百六十五号への民間部門による対応として設置されたものをいう。最高経営責任者・グローバルリーダーフォーラムは、第三十五条に定めるコーヒー官民作業部会の成果を検討するため、機関の加盟国、関連するコーヒーに関する利害関係者及び開発パートナーと毎年会合する。

第三章　加盟国による一般的約束

第三条　加盟国による一般的約束

(1)　加盟国は、この協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること及びこの協定の目的の達成を確保するため相互に十分に協力することを約束する。特に、加盟国は、可能な場合には、この協定が機能することを促進するために必要な情報を、当該情報が秘密の扱いについて違反しない限りにおいて提供することを約束する。

(2)　加盟国は、原産地証明書がコーヒーの貿易に関する統計上の情報の重要な情報源であることを認める。したがって、加盟輸出国は、原産地証明書が適切に発行されることを確保する責任を負う。

(3)　加盟国は、さらに、再輸出に関する情報が世界のコーヒー経済の適切な分析のために重要であることを認める。したがって、加盟輸入国は、理事会の決定する様式及び方法によって再輸出に関する定期的かつ正確な情報を提供することを約束する。

第四章　加盟国及び賛助加盟員

第四条　機関の加盟国

(1)　締約国政府は、機関の単一の加盟国となる。

(2)　加盟国は、理事会の同意する条件に従って加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができる。

(3)　この協定において「政府」というときは、欧州連合並びにこの協定の交渉、締結及び適用について排他的権限を有するその他の政府間機関を含む。

第五条　加盟集団

二以上の締約国政府は、理事会及び寄託者に対する適当な通告により、加盟集団として機関に加盟することができる。当該通告は、当該二以上の締約国政府が定める日に、理事会の同意する条件（財政上の義務を含む。）に従って効力を生ずる。

第六条　賛助加盟員

(1)　民間部門又は市民社会の主体は、理事会の決定により、賛助加盟員となるための審査を受ける資格を有する。

(2)　機関の賛助加盟員として認定されることを希望する主体は、理事会の議長に宛てた申請を提出すべきである。当該申請は、理事会の議長に提出される前にいずれかの加盟国によって支持されなければならない。

(3)　理事会は、賛助加盟員としての地位に係る申請を受理し、又は拒否する。

(4)　理事会は、各コーヒー年度ごとに、賛助加盟員の地位について検討する。

(5)　理事会は、賛助加盟員としての地位に係る申請の評価のための手続を定める。当該手続については、申請者の活動が機関の活動にどのように関係し、又は関与しているか及び申請者の活動とこの協定の目的との直接的な関連を考慮するものとする。

(6)　機関は、賛助加盟員の専門的な助言を利用する機会を有する。賛助加盟員は、自己の意見を表明し、及び機関の活動に関与する機会を有する。

(7)　理事会は、賛助加盟員の支払う年次分担金の額の表を作成する。支払われた分担金の仕組み及び管理は、機関の会計に関する規則に従う。